

公 示 日 : 2021 年 10 月 20 日

調達管理番号 : 21a00782

国名 : エルサルバドル

担当部署 : 経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第三チーム

調達件名 : エルサルバドル国生活改善アプローチに基づいた東部地域地方開発
能力強化プロジェクト (教材作成/IEC (視聴覚教材))

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務: 教材作成/IEC (視聴覚教材)
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類: 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間: 2021 年 12 月中旬から 2022 年 3 月中旬まで
- (2) 業務人月: 現地 1.80 人月、国内 0.25 人月、合計 2.05 人月
- (3) 業務日数: ・ 国内準備 3 日、現地業務 54 日、国内整理 2 日

本業務は 1 回の渡航により業務を実施することを想定しており、現地派遣業務については 2022 年 1 月上旬から 2 月下旬を想定しています。現地業務期間等の具体的条件については、11. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 1 部
- (2) 見積書提出部数: 1 部
- (3) 提出期限: 11 月 10 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法: 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知: 2021 年 11 月 25 日 (木) までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務	啓発活動・教材作成（視聴覚教材：IEC含む） に係る各種業務
対象国／類似地域	エルサルバドル/全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エルサルバドル共和国（以下、エルサルバドル）では、都市と農村の経済格差が問題となっている。都市部と農村部の経済格差は顕著であり、世帯別で見た都市部の絶対的貧困率及び相対的貧困率が各々6.4%、23.5%であるのに対し、農村部の平均は各々10.4%、27.2%である（エルサルバドル経済省 2016）。特に、東部地域（モラサン県、ウスルタン県、サンミゲル県、ラ・ウニオン県）は、内戦による被害が最も大きかった地域であり、長い間開発から取り残されてきた。また、世帯収入が低いことから海外での出稼ぎ家族からの海外送金への依存度が高いことも同地域の特徴である（全国を送金受給世帯割合が約25%であるのに対し、東部地域は約34%（エルサルバドル経済省 2016））。東部地域における貧困問題解決のために、社会開発を含む6つの開発プログラムから構成される、「エルサルバドル東部地域持続及び包括開発マスタープラン」（以下、東部地域マス

タープラン)があり、同プランのもと各種開発事業が実施されている。当国の社会開発プログラムの実施主体である地方開発社会投資基金(Social Investment Fund for Local Development、以下「FISDL」という。)は、国家開発5か年計画に基づき、社会開発部地方開発課を設置し、地方開発への取組を強化している。地方開発においては、市役所の能力強化が重要であることから、FISDLは2015年7月から2年間、東部地域の6市を含む全国10市を対象として、社会開発事業の持続的かつ自立発展的な実施を目指した「生活改善アプローチに基づく社会プログラム実施のための地方自治体能力強化プロジェクト」と題するパイロット・プロジェクトを実施した。同プロジェクトでは、住民グループを対象に活動を実施し、市役所との関係の強化、住民の自助努力に基づく住居改善、食習慣の改善、水源の環境改善、コミュニティ内の社会的弱者への支援、現金収入の向上といった成果が出ている。これを受け、同国が将来的に自立的かつ持続的な社会開発事業を実施できるようにするため、地方の市役所に生活改善アプローチを導入することが有効であり、またそれに基づいた開発事業の実施能力の強化が必要と考えられた。こうした背景から、エルサルバドルにおける生活改善アプローチ¹⁾に基づいた、東部地域での参加型地方開発モデルの構築を目的とした技術協力プロジェクト「生活改善アプローチに基づいた東部地域地方開発能力強化プロジェクト」実施が両国間で合意され、2018年1月から5年間の予定で実施中である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、派遣中専門家(チーフアドバイザー、業務調整)と協議・調整しつつ、既存の「集落開発計画(PACO)ガイドライン/マニュアル」をPACO作成のプロモーター育成研修における研修指導員及び研修受講者が理解しやすい内容に更新するとともに、「社会開発モデル構築ガイドライン」の案を作成することを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2021年12月中旬～下旬)

-
1. ¹⁾地方開発社会投資基金(FISDL)の定義する生活改善アプローチとは、5つの視点(「食料安全保障」、「環境」、「健康」、「社会連帯」、「家計改善」)による生活の向上に資する活動を、身の回りや地域の資源を活用して実践すること、依存体質からの脱却を考える住民の育成及び自助努力の定着により促進することを意味している。そのために、様々な課題を当事者自身で理解し、分析し、共有し、解決策を実践し、その成果を享受し、評価をした上で、更に次の課題に挑戦していくというサイクルの実践を行うことである。

- ① 本案件の内容を把握（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地業務で行う内容を把握する。
- ② 本案件の専門家と意見交換し、作成する教材のイメージの擦り合わせや検討事項等の確認を行う。
- ③ ワークプラン（和文・西文）を作成し JICA 経済開発部へ提出する。

(2) 現地派遣期間（2022年1月上旬～2月下旬）

- ① 現地業務開始時に、ワークプラン（和文・西文）をJICAエルサルバドル事務所、C/P 機関に提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 集落開発計画（PACO）の修正点（PDCAサイクルを加える等）を確認し、修正点に関わる情報を収集し反映する。
- ③ 研修受講者やC/P機関からのヒアリングを通じ、「集落開発計画（PACO）ガイドライン／マニュアル」を受講者が理解しやすいデザインに修正のうえ、更新版を作成する。PACOの教材は、第2版が完成しており、今回更新する第3版は特にモニタリング・評価及びフィードバックを中心に改定することを想定している。
- ④ プロジェクトで実施中の社会開発モデル²構築事業の進捗及び完成状況について、社会開発モデル構築事業実施の対象市のモニタリングの機会を通じて確認する。社会開発モデルにおける「市民会議」、「組織間連携会議」の機能や、PACOから市開発計画への連動について市役所の技術チーム及びそれを統括する助役からヒアリングを行う。
- ⑤ 上記④の結果を踏まえ、「社会開発モデル構築ガイドライン」の構成がガイドラインを活用する人々（集落、市の関係者等）にとって理解しやすい、汎用性の高いものになるよう検討する。
- ⑥ 「社会開発モデル構築ガイドライン」の案を作成する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。

(3) 国内整理期間（2022年3月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

² 生活改善アプローチをベースにPACOにより集落のビジョンをまとめ、市開発計画の作成・実施・モニタリング・評価・フィードバックというPDCAサイクルを市役所が主導しつつ、市民が参画し、公的・民間組織が支援をする仕組みであり、複数のPACOが市の開発計画にも連動し市民による意思決定を目指す地方行政システム。

(1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成する。業務の具体的内容（案）などを記載する。提出部数は以下のとおりとし、JICA 経済開発部へ提出する。

西文 3部（JICA 経済開発部、JICA エルサルバドル事務所、C/P 機関へ各1部）

和文 2部（JICA 経済開発部、JICA エルサルバドル事務所へ各1部）

(2) 現地業務結果報告書

派遣終了時に和文及び西文で提出する。提出部数は以下のとおりとし、JICA 経済開発部へ提出する。

西文 3部（JICA 経済開発部、JICA エルサルバドル事務所、C/P 機関へ各1部）

和文 2部（JICA 経済開発部、JICA エルサルバドル事務所へ各1部）

ただし、現地業務結果報告書（和文2部）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることができるものとする。

(3) 専門家業務完了報告書

2022年3月1日(火)までに和文で提出する。提出部数は以下のとおりとし、JICA 経済開発部に提出し、報告する。

和文 2部（JICA 経済開発部、JICA エルサルバドル事務所へ各1部）

なお、報告書の体裁は簡易製本、電子データを併せて提出することとし、作成した教材等については参考資料として添付して提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本→米国経由(ロサンゼルス、ヒューストン)→エルサルバドル→米国経由(ロサンゼルス、ヒューストン)→日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地での業務体制

現地業務期間は2022年1月上旬～2月下旬を予定しています。

現時点でエルサルバドルは数日間の自主隔離期間を設けています。隔離期間中は遠隔で業務を実施いただく予定です。

② 現地業務期間中、本案件のチーフアドバイザー（短期シャトル派遣）、業調調整（長期派遣）が現地滞在予定です。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：あり

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA ウェブサイトで公開されています。

<https://www.jica.go.jp/project/elsalvador/013/index.html>

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上